

様式第4号（第5条関係）

平成27年 4月15日

古賀市議会議長

議員名 結城 弘明



平成26年度政務活動費収支報告について

古賀市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項に基づき、別紙のとおり政務活動費収支報告書を提出します。

- 1 平成26年度政務活動費収支報告書
- 2 添付書類
  - (1) 政務活動費収支報告書（別紙1）
  - (2) 政務活動費支出内訳書（別紙2）
  - (3) 領収書又はこれに準ずる書類

別紙1

平成26年度政務活動費収支報告書

議員名 結城 弘明

1 収入

政務活動費 120,000円

2 支出

項目	金額(円)	支出内訳書の番号
調査研究費		
研修費	58,000	1、2
広報費		
広聴費		
資料作成費	50,000	3
資料購入費	32,383	4
事務費	3,240	5
支出合計	143,623円	

3 残額 -23,623円

## 別紙2

## 平成26年度政務活動費支出内訳書

番号	期 間	内 容	経費 (円)	備考
1	平成26年7月4日	環境法・条例の基礎 セミナー	13,000	
2	平成26年7月27日～28日	自治体財政・予算・ 決算のポイント	45,000	
3	平成26年12月 ～平成27年3月	資料作成費 (複合機購入費)	50,000	備品購入 200,000円の4 分の1を計上
4	平成26年4月～ 平成27年3月	資料購入費 (書籍購入費)	32,383	
5	平成26年12月 12日	事務費 (トナー購入費)	3,240	12,960円の4 分の1を計上
6				
7				
8				

※研修及び視察には報告書を添付のこと

①

No.37

# 領収証

古賀市市議会議員 結城 弘明 様

¥13,000-

<内 訳>

品 名	数量	価格 (税込)
環境法・条例の基礎セミナー ー基礎知識・最新動向・管理手法のポイントー 受講料として	1	¥13,000

上記の金額正に領収いたしました。

平成 26 年 7 月 4 日

第一 [REDACTED] 株式会社 [REDACTED]  
代表取締役 [REDACTED] 中英 [REDACTED]  
〒107-85 [REDACTED] 南青山 2-11-1 [REDACTED]  
TEL: 03 (3404) 2251 [代表]

【講師略歴】

**安達 宏之 氏** (有) 洛思社チーフディレクター (環境法・ISO・CSR部門)  
 2002年より「企業向け環境法」や「環境経営」をテーマに、執筆や企業コンサルティング、ISO14001主任審査員 (日本規格協会)、環境法セミナー講師等で幅広く活動。大学で「企業活動と環境コンプライアンス」の講義も (上智大学法学部非常勤講師等)。『ISO環境法クイックガイド2013』 (第一法規・共著、2013年) など著書多数。

【プログラム内容】

※本セミナーは、東京、大宮、名古屋、大阪ほか各地で開催して好評を頂いているものです。  
 その時々最新の動向等に地域特性も加え、毎回充実を図ってお届けします。

【第1部】 環境法・条例の基礎

- <項目例> ・環境法とは? / 環境法違反の事例 / 環境法の読み方、特色  
 ・環境条例とは? / 公害防止条例・生活環境保全条例とは?

【第2部】 最近の環境法・条例のポイント その1

- <項目例> ・新法・改正の最新動向! ~全体状況を見る  
 (排水基準、有害大気汚染物質対策など)  
 ・温暖化・エネルギー (改正省エネ法の電力ピーク対策と建築材料等トップランナー制度、温暖化対策条例)  
 ・フロン (改正フロン法と業務用エアコン等のユーザー義務)  
 ・放射性物質対策 (法改正続出! 放射性物質と企業の注意点など)  
 ・大気汚染防止法・水質汚濁防止法の違反事例と対応のポイント  
 ・アスベスト対策 (改正大気汚染防止法)  
 ・地下水汚染対策 (改正水質汚濁防止法)  
 ・リサイクル各法の制定・改正動向 (小型家電、容器包装等々)  
 ・化学物質・有害物質 (PCB対応のポイント、SDS改訂・ラベル表示など)

【第3部】 最近の環境法・条例のポイント その2

~ 廃棄物処理法・廃棄物条例のポイント ~

- <項目例> ・廃棄物処理法の基本的な枠組み ~ 違反事例、廃棄物、産廃とは?  
 ・排出事業者への規制のポイント、見落としがちな点  
 ・委託基準、契約書のポイント。WDS (廃棄物データシート) への対応  
 ・マニフェストの運用ポイント、電子マニフェスト動向  
 ・実地確認の注意義務への対応方法  
 ・廃棄物管理では、各地の廃棄物条例に注意! そのポイントは?

※第2部、第3部では、セミナー開催地近辺の自治体の条例のトレンドもお伝えします。

【第4部】 環境法・条例への対応方法

- <項目例> ・環境法令・条例の検索方法と注意点  
 ・社内での管理方法 ~ 管理の落とし穴、管理失敗事例など ~  
 ・ISO14001の今後の展開について

※質疑応答含む。法改正動向等により、項目例を増減させていただくなど一部変更となる場合がございます。

※参考 これまでの安達宏之氏による環境法の解説セミナーにご参加いただきました企業様の部署名を参考までご案内申し上げます。  
 経営統括室、管理部システム課、環境部環境管理グループ、環境安全保安室、商品開発課、総務課、企画管理課、  
 技術・品質保証部、環境CSR推進部、コンプライアンス推進室、環境防災グループ、人事総務部、ISO推進室、  
 監査部、内部監査室、設備保全課、製造部 等

★セミナーについては、弊社ホームページでも、詳細の確認、お申込みができます!

・・・ **第一法規 セミナー** で検索!

# 環境法・条例の基礎セミナー

## - 基礎知識、最新動向、管理手法のポイント -

環境法の遵守が各企業に強く求められていますが、規制内容は複雑で、かつ近年は省エネ法や廃棄物処理法、水質汚濁防止法など、法改正の動きが激しく、組織内において徹底することには困難が伴います。新たな環境条例の制定も多く、企業活動に、より身近な自治体の動向も見逃せません。

本セミナーは、ISO14001 事務局ほか環境関連部署のご担当者様とともに(特に、新しいご担当者様)、企業の総務・法務等のご担当者様が「環境」法務を点検、復習することを想定し、環境法の全体把握、最近の法改正で気をつけるべき点、法令管理の方法などをわかりやすく解説します。また、条例についても、法律との関係など基礎知識を踏まえ、分野ごとに環境条例のポイントと動向について解説します。

つきましては、この機会にぜひご参加くださいますようご案内を申し上げます。

(東京、大宮、名古屋、大阪、福岡で開催して好評のセミナーです。その時々最新の動向に地域特性も加え充実を図ってお届けします。)

【開催要項】 ※ご都合のよい会場をお選びください。申込み順で定員になり次第締切りといたします。

日程 会場 (定員)	◆【福岡会場】 平成26年7月4日(金)開催 ◆ 〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-1 第一法規ビル4階大会議室(定員:40名)
時間	10:30~17:00(受付開始10:00~) ※昼休み1時間、その他休憩含む
講師	安達 宏之 氏 (有) 洛思社チーフディレクター(環境法・ISO・CSR部門)
価格	お一人様 13,000円(税込) ※当日、会場受付にてお支払い下さい。

◆申込先: 第一法規 販売促進第一部 (担当: 村松) ⇒ Fax: 0120-202-982 平成 年 月 日申込  
※下記にご記入後、FAXにてお申込みください。受付後、FAXにて「受講票」「会場案内図」をお送りします。

事業所名	古賀市々議会議員		受講人数	1名
所在地	〒811-3192 古賀市 駅東一丁目1-1			
TEL	092-942-1111	FAX		
Eメール	@ (ご担当者様のアドレス)			
受講者名	部署/役職	氏名	結城 弘明	
(お2人目)	部署/役職	氏名		
備考	[3人目以降の受講者名/領収証宛名のご希望等ありましたら、お書き添えください。]			

■【環境法・条例の基礎セミナー】に上記のとおり申込み、受講料については当日会場にて支払います。

\*お客様の個人情報の取扱いについて お客様よりお預かりしたお名前・住所等の個人情報は、受講票・商品や代金請求書の発送、アフターサービス、当社商品・サービスのご案内をするために使用いたします。ご同意のうえお申し込み願います。ご不明な場合、また個人情報の照会、訂正、削除をご希望される場合は、以下の連絡先までご連絡ください。お客様よりお預かりしました個人情報は、弊社ホームページに掲載の「プライバシーポリシー」に従い適切に管理いたします。

【取扱】  
W.F

照会先: 第一法規 販売促進第一部 (担当: 村松・内村) 〒107-8560 東京都港区南青山2-11-17 Tel0120-202-982  
【福岡会場】九州営業第一部 (担当: 梁池(やなち)) 〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-1 Tel092-741-6006

【裏面に詳細なセミナー内容あり】

領 収 証

結城 弘明様

26年7月27日

\* ￥15,000

但 7/27 セミナー受講代として  
上記正に領収いたしました

〒530-0001  
大阪市北区梅田1丁目  
地方議員研



領 収 証

結城 弘明様

26年7月28日

\* ￥15,000

但 7/28 9:30~ セミナー受講代として  
上記正に領収いたしました

〒530-0001  
大阪市北区梅田1丁目  
地方議員研



領 収 証

結城弘明様

26年7月28日

\*

¥15,000

但 7/28 13:30~ セミナー受講代として  
上記正に領収いたしました

〒530-0001  
大阪市北区梅田1丁目  
地方議員研





# 予算の仕組み

## 質問の勘所 in 博多

7月28日(月)

9:30~11:30

### 市役所の予算の見方

- ・予算は一般財源で決まる
- ・起債ってなんだ?
- ・臨時財政対策債の不可解

13:30~16:30

### 市役所を動かす質問の仕方

- ・数字をつける!
- ・テーマは続ける!
- ・財源を示せ!

7月27日(日)

13:30~16:30

### 市役所の予算の仕組み

- ・2つのサイクルで予算は決まる
- ・3つの「予算」が動いている～PDCAを回せ!～
- ・予算主義から成果主義へ…でも?

7月29日(火)

9:30~11:30

### 執行部として これまでに受けた質問

- ・良い質問と悪い質問
- ・質問のための資料集めの手法
- ・模擬議会質疑

かわもと たつし  
川本 達志  
元・甘日市市副市長

1956年広島県生まれ。九州大学法学部卒。広島県庁において、公務員労務、基礎自治体の行財政指導、契約法務、県財政の健全化計画の策定などに従事。2005年4月に広島県甘日市市に移り、各種政策部長を経て2008年1月副市長就任。市の行政経営システム改革、中期財政運営方針の策定、甘日市市議団によるまちづくり基本条例策定などにあたる。副市長在職中に広島県立大学大学院修了。2011年11月退職。

地方議員研究会

3

No. \_\_\_\_\_

領 収 証

結城事務所 様

\*50,000-

但 コピー機代金 (分割払い 1回目)  
H26年12月12日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額 46,297  
消費税額等(8%) 3,703

〒812-0016  
福岡市博多区博多駅南3-2-1  
藝システムインダストリー福岡支店



2回分

No. 2

領 収 証

結城事務所 様

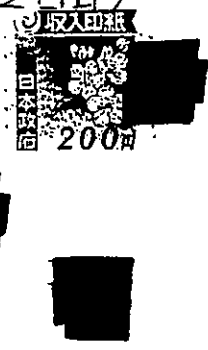
\*50,000-

但 京セラ コピー機代金 (分割払い 2回目)  
H27年1月14日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額 46,297  
消費税額等(8%) 3,703

〒812-0016  
福岡市博多区博多駅南3-2-1  
藝システムインダストリー福岡支店



No. \_\_\_\_\_

領 収 証

結城事務所 様

\*50,000-

但 京やう複合機 代として(分割払い3回目)  
H27年 2月16日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額 46,297  
消費税額等(8%) 3,703

〒812-0016  
福岡市博多区博多駅南3-2-  
益システムインダストリー福岡支店

No. \_\_\_\_\_

領 収 証

結城事務所 様

\*50,000-

但 京やう複合機 代として(分割払い4回目)  
H27年 3月14日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額 46,297  
消費税額等(8%) 3,703

〒812-0016  
福岡市博多区博多駅南3-2-  
益システムインダストリー福岡支店

御 請 求 書

〒 811-3123

福岡県 古賀市  
米多比1541番地

結城事務所 御中

発行日付 : 26/11/28 伝票No : 383

Page 1/1

株式会社 システムインダストリー

〒 812-0016

福岡県 福岡市博多区  
博多駅南3-2-6

TEL: 092-477-5371

FAX: 092-473-8485

担当 : [REDACTED]

税抜金額	消費税	御請求額
462,963	37,037	500,000

商品名	数量	単位	単価	金額	備考
デジタルカラー複合機 TASKalfa206ci 550枚×2段給紙カセット PF-471 FAXキット FAX System (U) イニシャルカラーコピーセット 搬入設置料金	1	台	462,963	462,963	

4

ご納本NO. 1219115897

26年 11月 28日

請求書

下記のとおりご請求申しあげます

番 号 名	追 録 号 数	数 量	単 価	金 額	摘 要
農地転用の手続と法律	31	1	3628	3628	
合計金額				3628	(税込)

811-3123

古賀市米多比1541

結城 弘明 様

489\*0031-0  
農地転用

お客様No 40-222-73-002-5

1部

新日本法規出版株式会社

代表取締役社長 服部 昭三

〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号  
電話<092>771-0866 (代)

指定業者コード

結城 弘明

様

4022273002500

3,628円

1217

請 求 書

ご請求NO. 4757718668

811-3123

26年6月6日

古賀市米多比1541

結城 弘明 様

新日 株式会社  
代表 部 明

お客様NO 40-222-73-002-5



〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号  
電話<092>771-0866 (代)

¥8,000.-

下記のとおりご請求申しあげます。

納本年月日	書 籍 名	追録号数	数量	単 価	金 額	摘 要
26.130	建設・不動産関係官庁申請の手續と書式	103	1	4,000	4,000	
26.214	社会生活六法手續・書式編	41	1	4,000	4,000	
				合 計	8000	(税込)

指定業者コード

\*\*

# ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
26-06-23	74377	A93150004
取扱店	7カネタビ	
払込口座	[REDACTED]	
払込金額	*8,000	料金 *0
<b>振替受付票</b>		
00110-4-900010		
払込みの証拠となるものですが、大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行)		
入金額	*10,000	
おつり	*2,000	
郵便局・ゆうちょ銀行と他の金融機関との間で振込ができます。		

印紙税申告納付につき廻り  
税務署承認済

692

## 請 求 書

：結城 弘明

様

27年 2月 18日

〒107-XXXXXXXXXX  
 東京都 XXXXXXXXXX 1番17号  
 第 XXXXXX 株式会社  
 代表 XXXXXXXXXX 中英 5  
XXXXXXXXXX 120-203-69

ご購入ありがとうございます。下記のとおりご請求いたします。

お未払い金額合計

3,622 円

お客様番号

089-011654-0000

請求書番号

7852877

商 品 名	明細(追録号数)	購読部数	金 額	納品年月日
早わかり 公会計の手引き	14- 15	1	円 3,622	26. 10. 21

55  
 上記金額には、消費税及び地方消費税が含まれています。  
 【取引銀行】 (当座預金) XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX



払込金受領証

(金融機関・コンビニエンスストア用)

受取人  
第一法規株式会社

払込人  
結城弘明

請求金額 円  
3,622

(内消費税額) 円

お客様番号  
089-011654  
-0000

記入印

検収  
076859  
15.3.09  
ワコーソン  
吉野大栄店

(お客様控)

ゆうちょ銀行または、郵便局でのお支払いの場合は、左側の2票だけをお出しください。

4

ご納本NO. 1031603077

26年 5月 12日

請求書

下記のとおりご請求申しあげます

書 籍 名	追録号数	数量	単 価	金 額	摘 要
社会生活六法手続・書式編	42	1	3463	3463	
				合計金額	3463 (税込)

811-3123

古賀市米多比1541

結城 弘明 様

437\*0042-0

生活手続

お客様No. 40-222-73-002-5

新日 株式会社

代 部

〒810-8663 福岡市中央区大干門3丁目3番13号  
電話<092>771-0866 (代)

指定業者コード

請求書受領証

00110 4 900010

新日本法規出版株式会社計算事務センター

3463

※ 払込人住所は非表示しております ※

結城 弘明 様

40-222-73-002-5.  
26.05.12 追録ご納本分

取消代行D SK電算システム

26-06-03

古賀郵便局

(74025)10  
N91290009

この受領証は、大切に保管してください。 CVS印は消印

4

平成27年 3月31日までにお支払いをお願いします。請求書

：結城 弘明 様

ご購入ありがとうございます。下記のとおりご請求いたします。

平成 27 年 2 月 24 日

〒107-8331 東京都港区南青山1-11-17  
第一法規株式会社  
代表取締役 中英 弘  
03-3401-203-695

ご請求額	¥6,888	お客様番号	089-011654-0000	請求書番号	7850265	取引銀行	
商 品 名	明細(追録号数)	部 数	金 額				
事項別 都市計画法規実務事典	46- 49	1	千	円			
			6	888			

この金額には消費税及び地方消費税が含まれております。郵便局・金融機関・コンビニエンスストア(裏面参照)のどちらからでもお支払いいただけます。

払込金受領証

(金融機関・コンビニエンスストア用)

ゆうちょ銀行または、郵便局でのお支払いは、左側の2票だけをお出しください。  
受取人  
第一法規株式会社

払込人  
：結城弘明 様

請求金額 円  
6,888

(内消費税額) 円

お客様番号  
089-011654  
-0000



(お客様控)

4

ご納本NO. 1192517576

26年 10月 30日

請求書

下記のとおりご請求申しあげます

書 籍 名	追録号数	数量	単 価	金 額	摘 要
農地転用の手続と法律	29	1	3283	3283	
	30	1	3499	3499	
合計金額				6782	(税込)

811-3123

古賀市米多比1541

結城 弘明 様

489\*0029-0-0030-0  
農地転用

お客様No. 40-222-73-002-5

1部  
新日本法規出版株式会社  
代表取締役 部 昭

〒810-8663 福岡市中央区大平門3丁目3番13号  
電話<092>771-0866 (代)

指定業者コード

払込受領証  
新日本法規出版株式会社  
代表取締役  
結城 弘明  
様  
4022273002500  
6,782円  
新日本法規出版株式会社  
古賀支店  
076859  
14.12.17  
古賀支店

No. \_\_\_\_\_

領 収 証

結城事務所 様

\* 12,960-

但 京せう複合様 トナー代として

H26年12月12日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額
消費税額等( %)

〒812-0016  
 福岡市博多区博多駅南3-2-  
 豊システムインダストリー福岡支店

5

御 請 求 書

〒 811-3123  
福岡県 古賀市  
米多比1541番地

発行日付 : 26/11/28 伝票No : 385

Page 1/1

結城事務所 御中

株式会社 システムインダストリ

〒 812-0016  
福岡県 福岡市博多区  
博多駅南 3-2-6  
TEL: 092-477-5371

FAX: 092-473-8485

担当 : [Redacted]

[Redacted]

税抜金額	消費税	御請求額
12,000	960	12,960

商品名	数量	単位	単価	金額	備考
KM-1650用トナ TK-412 370AM000	1	個	12,000	12,000	

参考様式

政風会 結城弘明

支出内訳書の番号	
調査研究報告書	
1 名称	議員研修 環境法・条例の基礎セミナー
2 目的	調査活動のため
3 実施時期	平成26年7月4日
4 実施場所	福岡市中央区大牟田3-5-1 水法規ビル
5 参加者	結城弘明
6 その他	報告書別途添付

平成 26 年 7 月 10 日

## 政務活動報告

期 日 平成 26 年 7 月 4 日  
場 所 第一法規ビル第会議室  
講 師 安達浩之氏  
参加報告者 政風会 結城弘明

### テーマ 環境法・条例の基礎セミナー

今回のセミナーは排出事業者の環境に対するコンプライアンスに対する意識と注意事項についての講義が中心であった。

特に環境は経済活動とリンクし問題が発生しながら法改正を行うと言う具合に後手を踏む場合が多く法律で総てをカバーする事は不可能である。

日本で公害が問題重視されたのは半世紀前であるが全体としては経済優先の認識が強く環境法が意識されだしたのは福島県いわき市の産廃中間業者による廃油約 1 万 K リットル（ドラム缶約 7,500 本）廃坑に投棄し河川や田園を汚染したことや岐阜市椿洞事件（廃棄物不法投棄）などにより、廃棄物処理法違反で法人や関係者の逮捕や賠償金請求などを契機に法律強化がなされるなどの社会意識の変化がなされた。

特に処理業者のみならず排出事業者責任が強化にもなされるなど環境法の広域グローバル化がなされる事が特徴と言える。

また、環境法の定義が無く時代の事象により法整備がなされている等の曖昧さもあり危うさもあるのが環境問題である。

最近の環境法の対象の特徴は

- 1, 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為などの処罰に関する法律は 3,11 の東北大地震以降に環境法に入れるなど時代の事象に併せて制定するなどめまぐるしく動いている。
- 2, 地球温暖化
- 3, 公害
- 4, 循環型社会（廃棄物・3R）
- 5, 化学物質・危険物
- 6, 自然環境・生物多様性・土地利用

現時点では大きく以上のモノが対象に成るであろう。

地域においては環境条例が実務として重要な役割を果たしている。

特に、生活環境保全条例（公害防止条例）地球温暖化対策や廃棄物規制に条例化傾向にあるが、各地方の当然ながら県単位規制項目が大きく異なる。

因みに福岡県条例の最近の動向では環境影響条例の施行規則の改正が行われ（平成 25 年 9 月 13 日）。



- 1, 風力発電所を環境影響評価の対象事業に追加され本年では産業廃棄物処理施設の設置の際は知事の指針に基づき環境調査を行う事が明記された。
- 2, 宮崎県においては水源地域内での土地取引に係わる事前取引制度の創設などを行った。

最近地球温暖化対策条例策定が多くなる傾向にあるが福岡県、佐賀県は未だ対応がなされていないのは問題点として残った。

行政は地域の実情に併せて条例制定しているが事業者のコンプライアンスが追いついていないのが実情である。

要するに行政も事業者も当たり前の対応がなされておらず、課題山積であるわが市においても廃棄物処理の問題は大きな難題であり特に産業廃棄物の減量及び処理は多くの工場を抱える故にスピード感をもって対応するべき課題であると思う。

以上研修の概要を報告します。

参考様式

政風会 結城弘明

支出内訳書の番号		調査研究報告書
1 名称	議員研修 自治体財政予算決算のポイント	
2 目的	調査活動のため	
3 実施時期	平成26年7月27日～28日	
4 実施場所	博多区駅東1丁目16-14 リオス駅東ビル	
5 参加者	結城弘明	
6 その他	報告書別途添付	

古賀市議会議長 奴間 健司 様

平成27年4月14日

報告者 高原 伸二

結城 弘明

## 地方議員研究会 参加報告

日 時 平成26年7月27日(日) 13:30~16:30

会 場 福岡市博多区駅東1丁目 16-14

リファレンス駅東ビル

参加者 高原 伸二 結城 弘明

テーマ「予算の仕組み・質問の勘所」 市役所の予算の仕組み

講 師 自治体経営コンサルタント

川本 達志 (元・廿日市市副市長)

『自治体の意思決定には2つのサイクルがある』から始まり、以下の順序で説明がありました。

- 1) 首長 (役所内マネジメントサイクル)
- 2) 住民⇄議会 (政策決定サイクル)

『予算のスケジュール』では大まかな流れ。

- 1) 7月～9月 重点施策部内協議 首長協議 等
- 2) 9月～10月 予算編成方針
- 3) 10月～11月 予算要求
- 4) 12月～1月 予算査定

『予算編成方針』では、基本的な流れと、考え方。

\*予算編成にあたっての基礎的な考え方や編成上の留意事項を庁内に通知する

\*予算編成が実質的にスタート(10月)

\*首長の予算編成に向けての大方針を知る

マニフェスト(公約)⇒4年間の政策スケジュール・中長期の財政計画・行政改革

⇒予算編成方針⇒各部局予算要求

『予算要求』では、2つのタイプと2つの経費の意味。

#### 2つのタイプ

\*要求部局のマネジメントを求めるタイプ

- ・各部局ごとに政策に配分する財源をあらかじめ決めて、政策目標を示して、各部局長の施策・事業づくりを促す

\*政策企画部門が統括するタイプ

- ・政策目標とともに要求上限は示す(前年比5%上限など)が、できうる限り自由な発想を促し(重点枠などと併用)、政策企画部門で統括するタイプ

#### 2つの経費

\*政策的経費

- ・マニフェストの実現のために策定される事業経費

\*経常的経費

- ・人件費、公債費、扶助費など、毎年決まって支出される性質の経費(経常収支比率が低い方が政策的経費に充当できる財源が多い=「財政の弾力性が大きい」という。

$$\text{歳入} - \text{経常経費} = \text{政策的経費}$$

政策的経費で考えること=議会における着眼点

\*今年度の事業の進捗状況

- ・ハード事業の計画的執行
- ・ソフト事業の成果の確認

\*首長の指示

- ・政策的事業についての情報収集

\*議会で答弁された内容

- ・定例会の一般質問への答弁、決算審査の答弁
- ・「検討する」と答弁した事業についての「答」

\*国の来年度予定事業(概算要求8月、編成作業9月~12月)

- ・義務的なもの(省庁からの指示)から補助的なものまで

\*住民からの要望・陳情

- ・現場の課題解決・ニーズ対応

#### 『来年度予算(計画)』

課題を解決するための政策づくり

\*予算編成は仮説思考で

- ・仮説思考・・・課題設定⇒仮説⇒仮説の検証(他市の状況を見る)⇒政策
- ・情報を収集して政策を考えるのでは時間ロスが大きい

\*財源はあるか(特定財源の確保)

- ・補助金・起債
- \*人材はいるか
  - ・内部人材か外部人材か(民間活用か)
- \*手法は効率的か
  - ・PFIの活用は?
- \*充当できる一般財源はあるか?

#### 『英国と日本のPFIの違い』

- \*事例を挙げての説明
  - ・高知医療センター
  - ・美祢市社会復帰促進センター

#### 『行政評価について』

##### 目的

- 1) 説明責任の確保
- 2) 効果的・効率的な施策・事業の実施
- 3) 行政の施策形成能力の向上
- 4) 市民の政策形成過程への貢献
  - ・経営学的に言えば、目標管理による組織の生産性向上
  - ・①資金や人員をもっともニーズの高いところに配分する(配分の生産性)
  - ・②配分した資金と人材が最大高率で成果を上げるよう動機づける(動機付けの生産性)

#### 『行政評価システム』

##### 政策評価:

政策は、安全、環境、健康など大きな分野ごとに施策をまとめたもの。

「政策評価」では、政策目標の設定とその達成度を評価し、政策目標の達成という観点から施策の評価見直しを行う。

##### 施策評価:

施策は事務事業を事業目的ごとに束ねたもの。

「施策評価」では、事業目的の達成状況や経費を評価するとともに、施策の目標達成という観点から事務事業の評価・見直しを行う。

##### 事務事業評価:

事務事業は仕事の一番小さな単位で、「事務事業評価」では、それぞれの事務事業にかかるコストや事業の効率性を評価するとともに、政策・施策の成果向上に貢献しているかなど、関連性を踏まえて評価する。

## 『政策・施策体系』 政策—施策—事務事業

『地方自治体「事業仕分け」の歩み』  
例を挙げての説明と「事業仕分け」の成果

- ・職員研修(自治体職員の声)
- ・住民の意識改革(参加住民の声)

『今年度予算(執行)』  
成果を上げるための効率的・効果的執行

- \*事業執行の進捗率はどうか
  - ・公共事業の地域経済への刺激を考えながら、進捗率をコントロール
- \*事業着手は適切な時期に行われているか
  - ・通常4月の着手率は少ない。年度間の着手の標準化を図るための工夫=前年度末に事務的準備を済ませる指示
- \*成果は上がっているか
  - ・予算で想定した成果が上がっているか=次年度予算への反映
- \*事業執行のボトルネックはないか
  - ・用地買収・補償の遅れ、住民合意の困難性、繰越理由
- \*適正な手続きによっているか
  - ・入札制度の運用、前払い金の支払い、完了検査など
- \*透明性は確保されているか
  - ・一般競争入札と地元優先の確執、プロポーザル方式とは？
- \*歳入の確保はされているか(税、補助金など)
  - ・税の徴収率の動向、補助金は適正に確保されているか
- \*起債は適正にされているか
  - ・起債は入札で
- \*財産は適正に運用されているか
  - ・基金財産の運用は、確実・有利に行われているか

## 『予算主義から成果主義へ』

予算主義：予算を作ること(=金をつけること)が目的化。

財政課が実権を握るため、金の算段の議論になりがち。査定で財源が切られると、事業の効果も減殺するが、帳尻合わせが優先しがち。

成果主義：成果は何かをあらかじめ定量的に設定。

成果を低コストで上げるためにどうしたらいいかが予算編成

古賀市議会議長 奴間 健司 様

平成 27 年 4 月 14 日

報告者 高原 伸二

結城 弘明

## 地方議員研究会 参加報告

日 時 平成 26 年 7 月 28 日 (月) 9:30~11:30

会 場 福岡市博多区駅東 1 丁目 16-14

リファレンス駅東ビル

参加者 高原 伸二 結城 弘明

テーマ「予算の仕組み・質問の勘所」 市役所の予算の見方

講 師 自治体経営コンサルタント

川本 達志 (元・廿日市市副市長)

### 『予算書の形』

予算書の見方を基本から、「款」、「項」、「目」、「節」、「細説」の説明から始めました。

例として (節の説明)

1 節～4 節 人件費 5,6 節 扶助費 7 節～13 節 物件費

14, 15 節 投資的経費・維持補修費 16 節、17 節 投資的経費

18 節 投資的経費又は物件費 19 節 補助費等 20 節 扶助費

21 節 投資出資貸付金 22 節 投資的経費 23 節 公債費

24 節 投資出資貸付金 25 節 積立金 26 節 扶助費等 27 節

28 節 繰出金

### 『事業(ソフト)の財源構成』

単独事業

一般財源
------

補助事業

一般財源
------

+	特定財源
---	------

## 単独事業

一般財源+

特例債＝過疎債ソフト

過疎債ソフトの活用例（集落コミュニティ振興交付金＝長野県阿南町）

## 『事業(ハード)の財源構成』

### 単独事業

一般財源

+

一般単独事業債（一般）など

### 補助事業

一般財源+

公共事業債など

+

特定財源

## 『予算は一般財源で決まる』

\*一般財源の規模が事業の規模・量と予算規模を決める。

\*一般財源とは、使途に制限のない財源。

・地方公共団体が自主的にその使途を決定できるもの。

地方税、地方交付税、地方譲与税などが代表的、その他、目的が指定されていない寄付金や財産収入など。

\*一般財源の規模は、ほぼ「標準財政規模」と同じ。

## 『標準財政規模』とは

標準財政規模 = (基準財政収入額－A) × (100/75) + A + 普通交付税額

※Aは、譲与税収入額 + 交通安全対策特別交付金

\*地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。

\*地方財政法施行令附則第11条第2項の規定により、臨時財政対策債(赤字地方債)の発行可能額についても含まれる。

※『予算は一般財源でコントロールされる』の考え方から、予算編成の手順(考え方)を学び、起債の説明(起債は将来の税収等の活用)、充当率と交付税参入(合併特例債と過疎債)、臨時財政対策債、などの後は、平成26年度地方財政対策の考え方として①地財対策の考え方、②実際の地財対策、③平成26年度に向けた財政課題、④26年度の地財対策でした。

説明として、「公債費」「人件費」「扶助費」「物件費」「普通建設事業費」「補助費」「繰出金」などでした。



各事業部がイニシアチブ。財政課は係数整理。

成果主義と目標管理

目標による管理の運用にかかる諸問題と克服・修正

※予算の見方は変わったが、表面だけでなく内面を見ることは、執行部との話し合いがまだまだ足りないか？、全部の問題は無理？、専門的になるべきか。

古賀市議会議長 奴間 健司 様

平成27年4月14日

報告者 高原 伸二

結城 弘明

## 地方議員研究会 参加報告

日 時 平成26年7月28日(月) 13:30~16:30

会 場 福岡市博多区駅東1丁目16-14  
リファレンス駅東ビル

参加者 高原 伸二 結城 弘明

テーマ「予算の仕組み・質問の勘所」 市役所を動かす質問の仕方

講 師 自治体経営コンサルタント

川本 達志(元・廿日市市副市長)

ここからは、テーマにある「質問の勘所」の部分です。

### 『一般質問とは何』

\*定例会中の本会議において、議員が1人の議員として、執行部の政策、施策の在り方の問題点を問い質し、必要な場合は具体的な施策を提案し実行を要請するもの。

\*議会活動の主要なもので、議員活動の中でも最重要の活動であると考えられている。

\*支援者に対するパフォーマンスの面も強い。

\*昨今は、インターネットで放映(録画)されることが通常になっているため、より綿密な準備の下に、最良のパフォーマンスが求められる。

※一般質問と議員活動の関係は、なかなか成果が見えないなかで「批判」は多数有り(①議員は少ない方が良く②議員報酬は少なくて良く③政務調査費は不要)などであるが議員としては成果を出したい。

そこで、一般質問と政策実現の関係を考えてみたい。

一般質問のみにより政策を実現することは少ない、そのように見える場合でも

他の要因がある。ならば、それに沿った質問を考える。

### 『一般質問をする立ち位置』

政策実現の可能性は

首長反対者 より⇒ ニュートラル より⇒ 首長支援者 の順である

質問には3つのタイプがある

#### 1) 自己主張型 (ニュートラル 反対派)

政治的課題についての自らの立場と意見を表明することを目的とする。  
議事録又は議員広報に乗せることが重要。

#### 2) 課題・責任追及型 (反対派)

政治的課題について責任を追及し、政治的イニシアチブを握ることを目的とする。

#### 3) 政策提案型 [(支援派) ニュートラル]

住民にニーズのある課題について、解決のための施策・事業を提案し、執行部に予算化・条例化させることを目的とする。

政策提案型の質問の例

\*市民の要望に答えられない執行部

(財源不足、人材不足ということを縦にお断り)

\*市民は議員に相談 ⇒ 自ら政策定案にして質問 ⇒ 見直し検討

↓↓

執行部に口利き ⇒ 市民の要望に答えられない執行部 (繰り返し)

現状認識

\*現状認識の正確さは不可欠

\*自分で確認すること

\*正確さを担保するためには数字をつける(出所を明確に)こと

・金額、人数、割合など

\*調べれば分かる数字を議場で問うのはムダ

・予め調査して出所を指摘

・事前に担当者に聞く

\*議員が知る課題は、おおむね執行部も認識していると考えた方が良い

\*担当者は、むしろ議員より良く知っている場合もあるので、事前の質問聞き取り等の際に逆取材することも有効

\*不知の情報の指摘はイニシアチブを握る材料になるが、それだけ情報の正確さを担保すること(情報源)が重要

## 執行部のある思い

\*現状認識(事実、法、制度、経緯)に誤解がある

↓↓

質問に答える意欲が削がれる

\*課題認識・・・共感(町づくりの理念 支援者 タイミング)

\*共感を得られるのは、質問だけでなく質問者の姿勢も相まって

\*テーマは続ける!

・1回の議場で決まることはない

・同じ質問を繰り返すこととは別、同じ質問を繰り返しても答えは同じ

・執行部は、過去の答弁に縛られる

\*住民の要望を質問にするのはいいけど

・行政全体のなかでの優先順位の検証は?

・質問したことで議員の市民に対する責任が果たせるか?

\*議員 ⇒ 部分最適でOKというスタンス

\*執行部 ⇒ 全体最適を目指さなければならないスタンス

\*提案(財源を示せ!)

\*せめて会派でまためた質問にならないか?

## 『一般質問と議会の意思』

政策形成機能を議会として内在化した例として=会津若松市議会

## 『地方議会の役割の変化』

栗山町議会基本条例を例としてあげ説明を聞く

※以上でしたが、私としてはこの次の(7月29日9:30~11:00)執行部としてこれまでに受けた質問。に興味があったのですが、別件があり受講できなかったのが残念でした。

今回参加できて、これからの質問の仕方を考えさせられました。